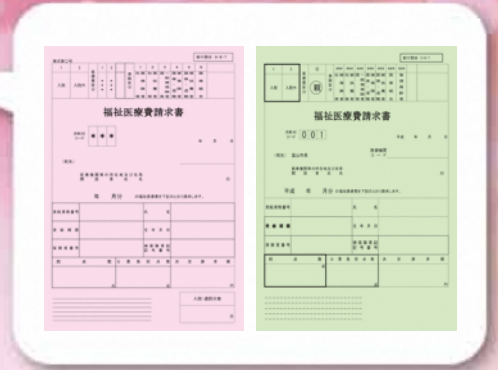


平成31年4月診療分から

医療機関等への

福祉医療費請求書の 提出が不要になります

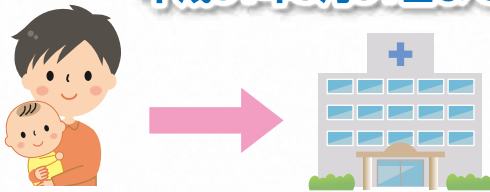


平成31年4月診療分から、子ども医療費助成などの福祉医療費助成制度において、医療機関等への「福祉医療費請求書」の提出が不要となり、健康保険証及び受給資格証の提示のみで診療・調剤等を受けることができます。

この変更に伴い、受給資格証が新しくなります。4月以降は新しい受給資格証をご使用ください。

変更前

平成31年3月31日まで

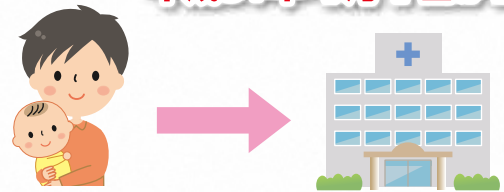


医療機関等の窓口

- ①健康保険証の提示
- ②**現在の**受給資格証の提示
- ③福祉医療費請求書の提出

変更後

平成31年4月1日から



医療機関等の窓口

- ①健康保険証の提示
- ②**新しい**受給資格証の提示

対象となる福祉医療費助成制度

- 子ども医療費助成制度
- ひとり親家庭等医療費助成制度
- 妊産婦医療費助成制度
- 重度心身障害者等医療費助成制度

- 現在の受給資格証は、平成31年4月1日以降使用できません。
- 新しい受給資格証の有効期間の終期は、現在の受給資格証と同じです。
- 福祉医療費請求書の提出は不要となりますが、医療費助成制度の内容に変更はありません。
- 現物給付を取り扱う医療機関等が対象となり、対象外の医療機関等については、従来どおり、償還払いの手続きとなります。

お問い合わせ先

富山市子ども家庭部子ども福祉課 TEL443-2249

大沢野行政サービスセンター地域福祉課 TEL467-5830
八尾行政サービスセンター地域福祉課 TEL455-2461

大山行政サービスセンター地域福祉課 TEL483-1214
婦中行政サービスセンター地域福祉課 TEL465-2114

平成31年3月 富山市